

## 報告第 15 号

### 臨時代理した事件(名張市奨学金選考委員会規程の一部を改正する規程の制定)の承認について

名張市奨学金選考委員会規程（昭和41年教育委員会規程第23号）の一部を改正する規程の制定については、別紙のとおり行ったので報告し、承認を求める。

令和 6年 4月 4日報告

名張市教育委員会  
教育長 西山 嘉一

## 名張市奨学金選考委員会規程の一部を改正する規程の制定について

### 1. 改正理由

名張市奨学金条例の一部改正により、貸付奨学金が廃止されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

### 2. 改正内容

貸付奨学金に係る規定を整理する。

### 3. 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

名張市奨学金選考委員会規程の一部を改正する規程

名張市奨学金選考委員会規程（昭和41年教育委員会規程第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(所掌事務) 第2条 選考委員会の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) 名張市奨学金の支給を受ける者の選考に関する事。 (2) 略	(所掌事務) 第2条 選考委員会の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) 名張市奨学金の支給又は貸付を受ける者の選考に関する事。 (2) 略

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。